

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成19年静岡県条例第32号）第20条第1項の規定に基づく事業計画書の提出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告し、当該事業計画書を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を有する者は、令和6年7月29日までに、当該意見を記載した意見書を知事に提出することができる。

令和6年6月14日

静岡県知事 鈴木康友

1 産業廃棄物処理施設設置者の名称及び所在地

株式会社エコネコル 代表取締役 佐野 文勝

静岡県富士宮市山宮3507番地の19

2 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号 破砕施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2 破砕施設

3 処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、木くず

4 産業廃棄物処理施設の設置場所

静岡県富士市前田字川原758番1

5 縦覧の場所

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）

静岡県東部健康福祉センター廃棄物課（〒410-8543 沼津市高島本町1番3号）

6 縦覧の期間及び時間

令和6年6月14日（金）から令和6年7月15日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

7 意見書に記載すべき事項

(1) 生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び電話番号

(3) 事業計画書提出者の名称並びに産業廃棄物処理施設の種類及び設置場所

8 意見書の提出方法及び提出先

(1) 提出方法 持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効）とする。

(2) 提出先 縦覧場所と同じ。